

秋田市告示第289号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年9月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
学校法人 山王学園	こまちベビー園	秋田市中通七丁目1番2-3号	一時預かり事業
秋田ヤクルト販売株式会社	秋田ヤクルト泉センター託児所	秋田市土崎港北三丁目7番29号	認可外保育施設

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日

令和6年9月30日